

## 四館共同企画展委託業務

## 1 四館共同企画展の開催業務

## (1) 四館共同企画展の開催業務

- ・富山県美術館、富山県水墨美術館、富山県[立山博物館]、高志の国文学館の担当者  
と打合せを行い、四館共同企画展の内容を決定すること。
- ・展示作品等の借用料や展示物に関する著作権使用料等については、600千円（税  
抜き）程度をあらかじめ見込んでおくこと。  
なお、展示作品に関する著作権者への許可申請手続きについては、富山県美術館、  
富山県水墨美術館、富山県[立山博物館]、高志の国文学館の各館で行うこととし、  
著作権に関する必要額を、富山県が指定する者へ支払う。また、その場合に発生す  
る手数料等も含むこととする。
- ・展示作品等の集荷・返却、展示や撤去に関する業務、展示作品等への保険（展示一  
貫）付保業務については、本プロポーザルとは別に、富山県から委託契約を行う  
ため、本プロポーザルで委託する業務には含まれない。

## (2) 四館共同企画展の会場構成業務

## ① パネル等の制作

- ・「別紙 1 - 2 四館共同企画展 会場構成業務仕様書」のとおり、パネル等の製作  
を行う（パネル等については、デザイン業務を含む）。
- ・校正については、富山県美術館、富山県水墨美術館、富山県[立山博物館]、高志の  
国文学館の各館担当者と連絡調整をして行う。
- ・「別紙 1 - 2 四館共同企画展 会場構成業務仕様書」のとおり、「写真パネル(文  
学館展示パネル)」については、富山県が指定する者が製作、搬入することとし、  
その費用330千円（税抜き）程度をあらかじめ見込んでおくこと。また、必要  
額について、富山県が指定する者へ支払うこと。
- ・「入口看板」のデータについては、令和6年5月24日(金)までに、富山県が指定  
する者へ納品すること。看板については、富山県が指定する者が製作、搬入する  
こととするが、製作・搬入に要する費用として、40千円（税抜き）程度をあら  
かじめ見込んでおき、富山県が指定する者へ支払うこと。
- ・パネルの作成時期、納入場所については、次のとおりとする。  
＜原稿等渡し＞ 令和6年5月中旬  
＜納入場所＞ 富山県水墨美術館  
＜納品＞ 令和6年6月4日（火）（※入口看板を除く）

## ② 映像機器設置、展示台等作成

- ・「別紙 1 - 2 四館共同企画展 会場構成業務仕様書」のとおり、映像機器設置、展  
示台等作成業務を行う。

- ・映像機器の設置時期、納入場所については、次のとおりとする。

< 納入場所 > 富山県水墨美術館  
 < 時 期 > 設置：令和6年6月5日(水)  
 撤去：令和6年7月2日(火)

## 2 四館連携イベントに関する広報業務

### (1) チラシ作成等に関する業務

- ① 共同企画展及び関連するイベント（仕様書 4-(2) トークイベント、4-(3) スタンプラリーなど）の告知のための印刷物等をデザインし、作成する。

### ② 成果物

内 容	仕 様	部 数
企画展広報用 チラシ	A4判/カラー両面 1種制作 モンテルキア 四六判 90.5 kg 相当	25,000部
データ	以下のデータをDVDなどで提出 <ul style="list-style-type: none"> <li>・イラストレーターファイル (アウトライン化前、アウトライン化済の両方)</li> <li>・PDFファイル (ホームページ用にサイズ等を最適化したもの)</li> <li>・JPGファイル</li> <li>・デジタルサイネージ用リサイズデータ</li> </ul>	

※原稿及び写真については、富山県文化振興課、富山県美術館、富山県水墨美術館、富山県[立山博物館]、高志の国文学館の各担当者が提供する。

また、チラシ等の校正については、富山県文化振興課、富山県美術館、富山県水墨美術館、富山県[立山博物館]、高志の国文学館の各担当者が行う。

### ③ 納期等

<原稿等渡し> 令和6年4月上旬

※チラシのデータ原案も4月上旬に渡す

< 納入場所 > 富山県文化振興課 14,000枚  
 富山県美術館 2,500枚  
 富山県水墨美術館 5,000枚  
 富山県[立山博物館] 1,000枚  
 高志の国文学館 2,500枚  
 合計 25,000枚

<納 品> 令和6年4月下旬

#### ④ 著作権等

業務により生じた著作権及びその他一切の権利は県に帰属するものとし、受託者は著作者人格権等を行使しないものとする。なお、本業務の履行にあたり必要な権利処理については、権利処理については各館担当者と調整しながら行い、著作権費が発生する場合は受託者が費用を負担すること。

制作されたコンテンツ（作成したデザインデータ、受託者が撮影した写真等）は、県及び県が指定する者が作成・運営するウェブサイト及び紙媒体、デジタルサイネージ等において無償で二次使用が可能とすること。

### (2) 広告等に関する業務

- ① 共同企画展及び関連イベント（仕様書 4-(2) トークイベント、4-(3) スタンプラリーなど）について、広告等のためのデザイン案を作成し、連絡調整を行うこと。
- ② 広告等に要する費用については、受託者にて負担すること。
- ③ 広告等の校正については担当者と打ち合わせのこと。